

令和5年第12回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和5年11月21日（火）

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	代処第19号 小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱に関する代理処理について
第3	議案第40号 小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例に関する議案の提出依頼について
第4	議案第41号 小金井市立図書館規則の一部を改正する規則
第5	報 告 事 項 1 公民館の施設有料化について
	2 その他
	3 今後の日程
第6	代処第20号 職員の退職に関する代理処理について
第7	代処第21号 教育職員の措置に係る内申の代理処理について
第8	議案第42号 職員の分限処分について
第9	議案第43号 職員の人事異動について
第10	議案第44号 職員の人事上の措置について

代処第19号

小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規程に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和5年11月21日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅 士

(写)

代 理 処 理 書

小金井市スポーツ推進審議会条例(令和3年3月8日条例第2号)に規定する小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第4条第1項の規程により、下記のとおり代理処理する。

令和5年11月13日

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅 士

記

- 1 被解嘱者氏名  
樋田 和博
- 2 解嘱日  
令和5年11月13日
- 3 辞職願理由  
一身上の都合

議案第40号

小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例に関する  
議案の提出依頼について

小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例に関する議案を別紙  
のとおり提出依頼する。

令和5年11月21日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項を検討するための  
機関を設置するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 この条例は、小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項を検討するため、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じて、小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項について調査審議し、答申する。

### (組織)

第3条 検討委員会は、16人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小金井市立小中学校の校長 2人以内
- (2) 小金井市立中学校関係者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 市内の社会体育及び文化芸術関係者 2人以内
- (5) P T A代表者 1人以内
- (6) 公募による市民 5人以内

### (委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱又は任命された日から令和8年3月31日までとする。

- 2 教育委員会は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。  
(特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

スポーツ推進委員	日額	10,000円
----------	----	---------

」

を

「

スポーツ推進委員	日額	10,000円	
市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

議案第41号

小金井市立図書館規則の一部を改正する規則

小金井市立図書館規則の一部を別紙のように改正する。

令和5年11月21日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市立図書館本館及び緑分室の開館時間の延長及び休館日の変更に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市立図書館規則の一部を改正する規則

小金井市立図書館規則（昭和40年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小金井市立図書館の項中「午後5時まで。」を「午後7時まで」に改め、同項ただし書を削り、同表小金井市立図書館緑分室の項中「午前10時から午後5時まで」を「午前9時から午後7時まで」に改める。

第3条の表本館の項第4号中「第1金曜日」を「第2火曜日」に改め、同表中緑分室の項を削り、「東分室及び貫井北分室」を「東分室、緑分室及び貫井北分室」に改める。

第4条第2項中「15歳以下の者（乳児、幼児及び義務教育就学児に限る。）」を「乳児、幼児又は義務教育就学児」に改める。

第6条第1項中「15歳以下の者（幼児及び義務教育就学児に限る。）」を「幼児又は義務教育就学児」に改める。

第16条中「図書」の次に「（雑誌、視聴覚資料、電子書籍その他館長が対象外とする資料を除く。）」を加える。

### 付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小金井市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考																														
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 499 976 890"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市立図書館</td> <td>省略</td> <td>午前10時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>小金井市立図書館緑分室</td> <td>省略</td> <td>午前9時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	略称	開館時間	小金井市立図書館	省略	午前10時から午後7時まで	省略			小金井市立図書館緑分室	省略	午前9時から午後7時まで	省略			<p>(開館時間)</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1055 499 1861 890"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市立図書館</td> <td>省略</td> <td>午前10時から午後5時まで。ただし、水曜日及び木曜日は、午前10時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>小金井市立図書館緑分室</td> <td>省略</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	略称	開館時間	小金井市立図書館	省略	午前10時から午後5時まで。ただし、水曜日及び木曜日は、午前10時から午後7時まで	省略			小金井市立図書館緑分室	省略	午前10時から午後5時まで	省略			<p>開館時間の延長に伴う規定の整備</p>
名称	略称	開館時間																														
小金井市立図書館	省略	午前10時から午後7時まで																														
省略																																
小金井市立図書館緑分室	省略	午前9時から午後7時まで																														
省略																																
名称	略称	開館時間																														
小金井市立図書館	省略	午前10時から午後5時まで。ただし、水曜日及び木曜日は、午前10時から午後7時まで																														
省略																																
小金井市立図書館緑分室	省略	午前10時から午後5時まで																														
省略																																
<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 1062 976 1362"> <tbody> <tr> <td>本館</td> <td>(1) } (2) } 省略 (3) } (4) 毎月第2火曜日</td> </tr> <tr> <td>東分室、緑分室及び貫井北分室</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	本館	(1) } (2) } 省略 (3) } (4) 毎月第2火曜日	東分室、緑分室及び貫井北分室	省略	<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1055 1062 1861 1362"> <tbody> <tr> <td>本館</td> <td>(1) } (2) } 省略 (3) } (4) 毎月第1金曜日</td> </tr> <tr> <td>緑分室</td> <td>(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第</td> </tr> </tbody> </table>	本館	(1) } (2) } 省略 (3) } (4) 毎月第1金曜日	緑分室	(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第	<p>休館日の変更</p>																						
本館	(1) } (2) } 省略 (3) } (4) 毎月第2火曜日																															
東分室、緑分室及び貫井北分室	省略																															
本館	(1) } (2) } 省略 (3) } (4) 毎月第1金曜日																															
緑分室	(1) 毎週火曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第																															

--	--

(個人登録)

第4条 省略

2 個人登録をしようとする者は、前項の事実を証する書類等を提示（乳児、幼児又は義務教育就学児は不要）し、利用カード申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

3 }  
 4 } 省略  
 6 }

(個人登録の更新)

第6条 個人登録の有効期限の更新（以下「更新」という。）をしようとする者は、第4条第1項の事実を証する書類等を提示（幼児又は義務教育就学児は不要）し、申込書を提出しなければならない。

2 省略

(団体登録)

第16条 市内に所在する学校、事業所、地域団体その他館長が適当と認める団体は、団体の貸出登録を行うことで図書（雑誌、視聴覚資料、電子書籍その他館長が対象外とする資料を除く。）の貸出しを受けることができる。

	<u>178号) 第2条に規定する国民の祝日</u>
	(3) <u>1月2日から同月4日まで</u>
	(4) <u>12月29日から同月31日まで</u>
	(5) <u>毎月第1金曜日</u>
東分室及び貫井北分室	省略

(個人登録)

第4条 省略

2 個人登録をしようとする者は、前項の事実を証する書類等を提示（15歳以下の者（乳児、幼児及び義務教育就学児に限る。）は不要）し、利用カード申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

3 }  
 4 } 省略  
 6 }

(個人登録の更新)

第6条 個人登録の有効期限の更新（以下「更新」という。）をしようとする者は、第4条第1項の事実を証する書類等を提示（15歳以下の者（幼児及び義務教育就学児に限る。）は不要）し、申込書を提出しなければならない。

2 省略

(団体登録)

第16条 市内に所在する学校、事業所、地域団体その他館長が適当と認める団体は、団体の貸出登録を行うことで図書の貸出しを受けることができる。

文言整理に伴う規定の整備

同上

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書

公民館施設使用料については、長い期間に亘り、協議、検討を行ってきましたが、現在まで使用料導入には至っていません。第37期公民館運営審議会では、この申し送り書及び資料一覧にある資料等に基づき、適切な議論を行い、早期の使用料導入に向けて取組んでいただきますよう下記のとおり申し送ります。

## 記

## 1 公民館施設使用料の導入に係る検討の経過

小金井市公民館は昭和28年4月に開設した当初、使用するに当たっては使用料を徴収していたが、社会情勢等の変遷を経て、昭和46年に無料となり現在に至っている。

平成22年5月に策定した小金井市第三次行財政改革大綱において「公民館の有料化の検討」が位置付けられ、導入に向けた検討を行ってきた。

第33期公民館運営審議会では、平成29年7月に「公民館中長期計画の策定について（答申）」の中で、減免規定付き一部有料が望ましいとの結論を出しており、徴収額、徴収方式は、そこに生じる経費、徴収した金額の用途等との整合性を図ることとされた。しかしながら、その後、具体的な徴収方法等の検討の着手には至らなかった。

さらに、第34期・第35期公民館運営審議会においては、小金井市公民館中期計画（以下「公民館中長期計画」という。）の策定に着手し、令和3年3月に公民館中長期計画を策定した。公民館中長期計画では、「公民館では、学びを通して地域課題解決活動等が市民により行われており、従来の考え通り無料」、「公民館登録団体が利用していない時間帯は、規定を作り、有料での使用を認める。」とされており、公民館使用団体登録をしていない団体等が使用した場合には受益者負担の原則から有料との結論を出している。

令和4年8月に策定した小金井市行財政改革2025においても、「公民館中長期計画の基本的考え方を踏襲し、有料化を実施する。」とされているものの、過去の実績に照らして使用料の見込みを試算すると全5館で年間の歳入は1万円から3万

円程度になるとの説明であった。「公民館中長期計画の策定について（答申）」にあるように、使用料の導入に当たっては、徴収額、徴収方式は、そこに生じる経費、徴収した金額の使途等との整合性を図る必要があり、数万円程度の歳入であれば、そこに係る事務作業、人件費等を考慮すると、効率性、効果性の観点から課題があると言わざるを得ない。

第36期公民館運営審議会においては、これまでの経過等を踏まえ、年間の公民館施設の維持管理費、公民館使用団体等の利用状況及び近隣3県を含めた他自治体の使用料の導入状況等をもとに協議を行い、社会教育においては、受益者負担という考え方は馴染まないといった意見があったものの、受益者負担基準等に基づき、公民館の施設使用料を利用する団体に納めていただくことが妥当であるとの意見が大半であった。そして、第36期公民館運営審議会の在任期間等を考慮して、第37期公民館運営審議会にて、継続して協議を行う必要があるとの判断に至った。

## 2 申し送り事項

論点は以下のとおりである。また、事務局においては、使用料導入に関する事務執行に期限を設けたうえで、着実にかつスピード感を持って取組んでいただくことを付言する。

### (1) 適切な減免対象範囲の設定

第33期公民館運営審議会及び第35期公民館運営審議会においては、使用料導入については一定容認するという結論に至っているものの、減免の対象範囲等に相違がある。

減免の対象範囲を社会教育関係団体とするのか、公民館使用団体まで拡大するのかにより、歳入額にも大きな差が生じる。減免対象の検討に当たっては、公民館維持管理に係る経費、市の財政状況及び係る事務作業や歳入見込み額などを考慮し総合的に判断することが肝要である。なお、事務局においては、利用団体等への説明はもちろんのこと、公民館を利用していない市民の理解も得られるよう努めていただきたい。

### (2) 効率性、利便性を考慮した徴収方法の採用

徴収方法等については、利用者の利便性及び職員の事務作業の効率性等を考慮し、券売機やキャッシュレス決済等、より使いやすく、よりわかりやすい方法についても研究していただきたい。場合によっては、職員だけでなく委員自身も他

自治体への視察を行うなど、より効果的な徴収方法等の検討に努められたい。

3 公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書 資料一覧  
別紙のとおり

上記及び別紙のとおり、申し送ります。

令和5年9月6日 第36期小金井市公民館運営審議会委員

## 教育委員会の今後の日程

令和5年11月21日

会 議 名	日 時	場 所
第1回総合教育会議	11月21日(火) 午後3時	801会議室
市町村教育委員会研究協議会	①12月21日(木) 午後1時 ②2月9日(金) 午後1時	①オンライン開催 ②TKP新橋カンファレンスセンター
二十歳を祝う会	1月8日(月・祝) ①午前11時 ②午後1時15分	小金井 宮地楽器ホール
令和6年 第1回教育委員会定例会	1月9日(火) 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第3回理事会・第2回理事研修会	1月16日(金)	東京自治会館
小金井教育の日	2月7日(水) 午後2時15分	小金井 宮地楽器ホール
令和6年 第2回教育委員会定例会	2月13日(火) 午後1時30分	801会議室
小金井市授業改善推進指定校 研究発表	2月16日(金) 午後1時25分	第二中学校